

本学で神戸少年鑑別所の実習を行いました。

2022年8月26日(金) 13:00 - 16:00



少年鑑別所は、**法務省矯正局**が所管する**国の施設**であり、**法務教官、心理技官、医師**の多職種チームで働いています。主に**鑑別、観護処遇、地域援助**、この3つの業務を行っており、家庭裁判所で観護措置を執られた少年を収容しています。観護措置の期間は2週間～4週間程度であり、最大8週間収容が可能ではありますが、これは否認事件の時にとられるものであり稀なケースです。鑑別では、**こころの動きや行動の意味**を解釈することを重要とし、観護処遇では**自主性を尊重**しつつ、生活場面の支援をしながら行動を観察します。

平成16年以降、少年検挙人員は年々減少しています。それに伴い、**法務少年支援センター**として地域援助にも力を入れています。地域の**非行・犯罪の防止**のため、子どもだけではなく、保護者などの大人や、学校などの関係機関、また関係団体への研修や講演等を行っています。

実習指導者の先生のお話

施設内で重要視していること



今回は、実際に神戸少年鑑別所に伺うことができませんでしたが、吉岡先生より神戸少年鑑別所内などのお写真を見せていただき、実際どのようなところで少年たちが生活しているのかを学ばせていただきました。

少年鑑別所の少年たちは、納得している子、そうでない子と様々な気持ちを抱えて入ってきます。そのような少年たちが鑑別所内で生活していく上で「**通常以上に健康等の管理に気を付けている**」とお話いただきました。教育が必要であるか、まだ決定していない少年たちが来る場所であるため、少年たちが**落ち着いた気持ちで審判**を受けられるように、**規則正しい生活**を促し、**適宜、助言や、指導**を行うことを重要としています。

事例検討を通して



架空の事例をご用意いただき、グループで事例検討を行い、その内容を全体共有しました。事例検討を通して、非行性や要保護性、対応の取り方等の鑑別を行う上でのポイントや考え方、司法犯罪臨床のやりがい、実際に行っていることへのイメージをもち、理解することができました。

編集後記

大変お忙しい中、本学まで足をお運びいただき、そしてとても貴重なお話をありがとうございました。神戸少年鑑別所の吉岡先生、笠原先生には心より感謝申し上げます。

NEWS LETTER 作成:中川

